

児童生徒の命を守るために (スクールバスにおける添乗業務のガイドライン)

①登校時

〈事前準備〉

- 運転手は、三重県の「仕業点検基準」に従って、車両の点検を行う。
- スクールバスの運行事業者は、運転手の健康状態を確認する。
- バス担当者は月末に「バス乗車連絡シート」を保護者に配付する。それを添乗員が回収し、児童生徒の登下校時の乗車予定を乗車名簿に反映する。
- 「バス連絡シート」提出後に、乗車状況に変更が生じた場合、添乗員は、それを乗車名簿に反映させる。
- 添乗員は、緊急連絡用の携帯電話の電源を入れ、充電状況を確認したのち、車内に配置する。

〈乗車時〉

- 添乗員は、児童生徒の顔を目視し、乗車名簿と照らし合わせ、乗車を確認する。
- 添乗員は各バス乗車場所において、定刻を過ぎても乗車すべき児童生徒が現れない場合は、バスを発車させるとともに、速やかに学校に連絡をする。
- ⇒ 学校がこの連絡を受けた場合は、保護者に速やかに連絡をし、欠席などの確認をする。
- 添乗員は、乗車した児童生徒が着席をし、シートベルトをしたことを確認してから、運転手に発車の合図をする。

〈降車時〉

- 添乗員は、児童生徒の顔を目視し、バスのステップで、教職員を確認して、降車させる。但し、あらかじめ担任教員と確認ができている児童生徒については、一人で降りることもある。
- 運転手は、バスのが動作していることを確認する。

〈降車後〉

- 登校するはずの児童生徒がバスから降りてこなかった場合、担任教員は管理職に報告をするとともに、保護者に電話で確認をする。
- 運転手が「置き去り防止を支援する安全装置」作動させた後、2人の添乗員と運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾までを歩き、座席下や物かげなども含め、一列ずつ車内全体を見回り、確認をする。
- 添乗員は、「チェックシート」に記入をして、所定の場所に置く。
- ⇒ 管理職は、バス到着の20分以内にチェックシートを確認して、署名をする。

②下校時

〈事前準備〉

- 添乗員は「バス乗車連絡シート」から、児童生徒の下校時の乗車予定を乗車名簿に反映し、その日の乗車状況を把握する。
- 「バス乗車連絡シート」提出後に、乗車状況に変更が生じた場合、添乗員は、それを乗車名簿に反映させる。
- 添乗員は、緊急連絡用の携帯電話の電源を入れ、充電状況を確認したのち、車内に配置する。

〈乗車時〉

- 添乗員は、児童生徒の顔を目視し、乗車名簿と照らし合わせ、乗車を確認する。
- 添乗員は乗車名簿を確認して、乗車すべき児童生徒が乗ってこなかったり、乗車しない予定の児童生徒が乗ろうとしたりした場合には、担任教員に報告をする。
- ⇒□ 担任教員は、連絡帳をチェックしたり、保護者に連絡をしたりして、下校方法を確認する（必ず、クラスの担任教員1名がバスの発車場所で待機する）。

〈降車時〉

- 添乗員は、児童生徒の顔を目視し、降りるべき場所で、その保護者に引き渡したことを2人の添乗員で確認をする（保護者の名札を確認する）。
- 自主通学の児童生徒については、顔を目視し、健康状態に気を配り、下車させる。
- 添乗員は、降車場所で児童生徒の迎えがない場合、学校と保護者の両方に電話をし、最終降車場所で引き渡すことを伝える。（鈴鹿中央コースは、「三交 鈴鹿」）
- ⇒□ 担当教員は保護者に電話をして、その旨を伝え、必要に応じて最終降車場所に向かう。
- ⇒□ 添乗員は、交代の教員が到着するまで、児童生徒の安全を確保する。
- ⇒□ 添乗員、あるいは教員は保護者に引き渡した後、電話で管理職に報告する。
- 運転手は、降車した児童生徒の安全を確認してから、添乗員の合図で発車をする。
- 添乗員は、緊急連絡用の携帯電話を金庫に入れ、ロックをする。また、その金庫がバスに固定されているかを確認する。

〈降車後〉・・・最終降車場所、あるいは添乗員の降車場所

- 運転手が「置き去り防止を支援する安全装置」作動させた後、2人の添乗員と運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾までを歩き、座席下や物かげなども含め、一列ずつ車内全体を見回り、確認をする。
- 添乗員は、「チェックシート」に記入をし、2人の添乗員と運転手が署名をする。